

登録医制度実施要綱

大阪警察病院 地域医療連携センター

(目的)

第1条 地域医療機関と大阪警察病院（以下、「当院」という）との間において連携をさらに緊密なものとして、相互の診療や研究の向上に資すると共に、地域の特性にあった多様なニーズに応える良質な医療を提供することを目的とする。

(登録医制度)

第2条 前条の連携を図るため大阪警察病院登録医（以下「登録医」という）制度を創設するものとする。大阪警察病院の理念と本制度の趣旨に賛同し、所定の登録医加入申請書を提出した地域医療機関は、登録医になることができる。

- 2 当院登録医の趣旨を理解し、事前に地域医療連携センターを通じて登録医加入申請を行い、登録医になる。
- 3 登録医の有効期間は2年間とし、以後、特別な理由のない限り自動更新されるものとする。ただし、地域医療推進委員会が、不適当と判断した場合、登録を抹消することがある。
- 4 登録医となった場合、当院内及び該当する地域医療機関にこれを掲示する。
- 5 登録医名、活動状況等については、広報誌、ホームページ等で紹介する。

(診療連携での患者紹介手順)

第3条 地域医療機関との診療連携窓口は、地域医療連携センターを通じて行うものとする。

- 2 受付時間は、次の表のとおりとする。

曜 日	時 間 帯	連 絡 先
月曜日～金曜日	午前8時30分から午後7時まで	TEL：06-6775-2863 FAX：06-6775-2864
注：土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）、年末年始の休診日を除く。		
緊急時・夜間・休日は救急事務当直にて受付 TEL：06-6771-6051（代表） FAX：06-6775-2815		

- 3 登録医の紹介患者は、次の事項について地域医療連携センターが業務を担当する。
 - (1) 外来受診予約手続き及び連絡等
 - (2) 入院、退院後等に関する当院担当医師と登録医との治療計画の協議・連絡等
 - (3) 当院担当医との面談に係る予定確認
 - (4) 登録医の当院来院時に関する院内調整・案内等
- 4 登録医が当院への患者紹介を行う場合は、診療情報提供書（紹介状）により行うものとする。
- 5 時間外の患者紹介は、当院代表番号（06-6771-6051）に電話し、夜間当直を通じて、担当医師と相談の上、紹介を行う。

(登録医の来院手順)

第4条 登録医が来院する場合は、地域医療連携センターを通じて行うものとする。

2 担当医との面談を希望する場合は、事前に連絡し、予定を確認したうえ来院する。

(1) 登録医は当院内では、白衣を着用し所定の名札を付ける。

白衣・名札は、地域医療連携センター（時間外は救急事務）にて常備する。

(2) 利用時間は、第3条第2号の受付時間に準じた取り扱いとする。

院内調整のうえ、その都度決定する。

(登録医に関する申し合わせ事項)

第5条 当院内での登録医に関する取り扱いについては、次のとおり取り決めるものとする。

2 紹介患者に対する診療上の責任は当院にあり、登録医は紹介患者の診療については、当院職員に対する直接の指示権限を持たないものとする。

原則として投薬、処置、検査等の指示は、当院担当医師が登録医と協議のうえ、当院担当医師がこれを行うものとする。

紹介患者およびその家族への病状説明も当院担当医師にて行います。

3 登録医は紹介患者の、一般診察、病状および治療方針の説明並びに診療録（カルテ）の閲覧を行うことができる。

4 登録医は入院病棟において、当院担当医師と共同で診療・指導にあたることができる。

この場合、登録医は、診療の結果、意見、主治医との連絡事項を必ず診療録（カルテ）に記載するものとする。

5 入院は、診断、治療等のため病棟での継続的な医学的管理及び看護を必要とするものとする。

この場合、当院担当医師が必要と判断し、患者又は代理人が同意すること及び当院の入院規則を遵守できるものとする。

6 病院設備、コンピューター（端末機）、医療機器については、当院担当医師と充分調整のうえ、共同で使用する事ができる。

7 当院での当初の診断治療が終了した場合、退院（転院を含む）するものとする。

8 紹介患者が急変、死亡、その他の病状等で、必要時には当院担当医等から登録医に連絡を行う。

9 当院での登録医が紹介患者の診療・指導にあたる際の診療時間は、特別な場合（特に緊急を要する場合）を除き、次の表のとおりとする。

曜 日	時 間 帯	備 考
月曜日～金曜日	午前9時00分から午後5時00分まで	

10 登録医は、来院時図書室などの病院施設の利用、コピー等の使用ができる。

11 登録医は、当院での症例検討会、学術的会合、各種講演会に、参加することができる。その際、地域医療連携センターを通じて事前に申し込むものとする。

12 当院は、急性期病院であり、寝たきりの慢性疾患の患者などを受け入れ対象としていないことをご理解ください。

13 当院は、紹介して頂いた患者を可能な限り紹介医に逆紹介することを目指しています。

(個人情報の機密保持)

第6条 登録医として、当院担当医師と共同で診療・指導にあたっての知り得た情報は、個人情報の重要性を認識し、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

(その他)

第7条 結核の院内感染予防のため、登録医にも1年以内の健康診断証明書（必須項目：胸部レントゲン）の提出を求めることがある。

2 この場合、当院での撮影（無料）をもってこれに代えることができる。

(登録医運営会議)

第8条 本要綱に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項は、お互い協議の上解決するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要事項は地域医療推進委員会で審議の上、別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和 7年1月1日から実施する。